

市道認定の申請手続きについて

上越市 都市整備部 道路課

1 市道認定の申請

- 市道認定の申請にあたっては「市道認定申請書」に、「一般平面図（位置図）」、「更正図（写し）」、「市道認定同意書」を添付して提出してください。
- 町内を代表する町内会長が申請者となりますが、認定に当たっては、その道路部分の土地所有者、並びに道路沿線の土地所有者等のご協力が欠かせませんので、関係者の十分なお理解を得た上で申請をしてください。
- 市道認定同意書は認定申請する道路の土地所有者の、市道認定をすること、並びに土地を市に寄付することの同意です。

2 市道認定の基準

- 別紙「市道認定基準」によります。
- この「市道認定基準」に適合していても、上越市に道路用地を寄付できない場合や、市道区域を確定できない場合は、市道認定を行うことができません。

3 申請書の受付

- 市道認定申請書の受付は通年で行っています。
- ただし、市道認定を行うにはあらかじめ議会の議決を経る必要があるため、毎年3月末日までに提出されたものを、その年の市道認定の対象とします。
- 4月1日以降に提出されたものは、原則として次年度の認定対象となります。

4 市道認定までに行う手続き

市議会の議決を経た後に、次の手続きが必要になります。

この手続きが完了しないと、議決を経ても市道認定ができません。

① **土地所有権移転登記承諾書の提出** …… 申請者で取りまとめてください。

- 市道認定申請書提出時に、土地所有者の市道認定同意書を添付していただきましたが、実際に土地登記のうえでも所有権を市に移すために「土地所有権移転登記承諾書」を提出してください。
- 土地所有権移転登記承諾書には実印を押印していただくため、「印鑑登録証明書」1通を添付してください。

(注意事項)

- 所有権の移転を行う土地に、根抵当権、抵当権等の権利が設定されたままでは、市に所有権の移転ができませんので、あらかじめ権利の抹消登記を行ってください。
- 登記名義人が死亡し相続が発生している場合、相続登記が必要になります。「相続を証する書面」を借用できれば市で相続登記を行いますが、借用できない場合はご自身で相続登記を行ってください。

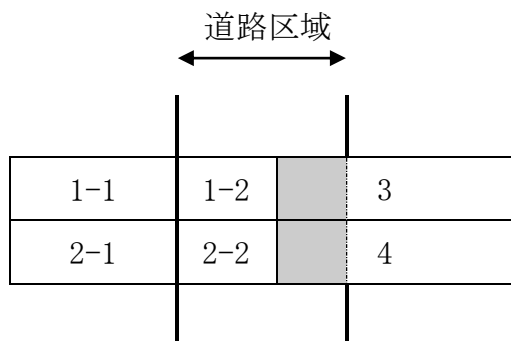
※ 権利関係で不明な点がある場合は、司法書士等にご相談ください。

② **登記原因証明情報の提出** …………… 申請者で取りまとめてください。

- 上記の「土地所有権移転登記承諾書」とあわせ「登記原因証明情報」を提出してください。

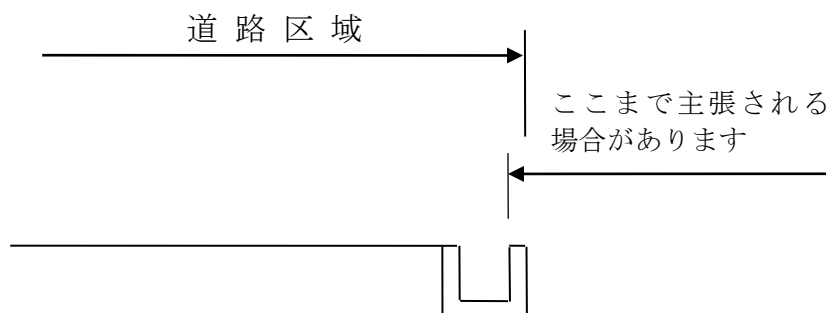
② 市道区域の確定

- 市道認定をしようとする道路沿いの土地所有者と立会を行い、道路区域（境界）を確定します。
- 道路区域の内と外に民地がかかる場合は、町内負担で分筆登記を行い、道路部分だけを市に所有権移転してください。



土地の地番が 1-1、1-2、2-1 及び 2-2 は道路区域で土地が分かれています。3番、4番はその土地の一部分が道路区域になりますので、道路となっている の部分を分筆し、市に所有権移転してください。

- 道路側溝がある場合で側溝の民地側壁での境界が問題となる場合がありますが、側溝はすべて市で管理することになりますので、側溝はすべて道路区域とします。



- 立会を行い道路区域（境界）が確定したなら、市の委託した業者が境界標を埋設し測量を行います。

— お問い合わせ —

上越市都市整備部道路課 行政係
電話 025-520-5769 (内線 1596)
または、各総合事務所まで